

- ・ 日米牛肉貿易の再開に関しては、5月、6月、7月とこれまで3回のワーキンググループが開催され第3回会合の後、ワーキンググループからの報告を受けて、日米局長級会合を実施。
- ・ 我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、早期に輸入再開できるよう米国と協議。

1 経緯

- (1) 昨年12月の米国におけるBSE発生確認を受けて、日本は直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止したところ。  
(食品衛生法の観点から厚生労働省、家畜伝染病予防法の観点から農林水産省が輸入停止)
- (2) その後、日米農相会談、日米会合、現地調査団の派遣等を行い、
- ① 米国のBSEに関する事実関係・対策の把握に努めるほか、
  - ② 米国に日本の消費者の意識を説明するとともに、
  - ③ 輸入についても、国産牛肉について講じているのと同じ措置を求めてきたところ。
- (と畜場におけるBSE検査・特定危険部位の除去は、厚生労働省の所管)
- (3) 食品安全委員会は、4月15日の公開会合で、国産牛肉のBSE対策について検証を行っていく方針を示したところ。

2 状況

- (1) 4月24日に開催された日米会合の結果、
- ① 本年夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意し、
  - ② 日米の専門家・実務担当者によるワーキンググループ(WG)を設置して、BSEの定義・検査方法等専門的・技術的事項について議論を行っていくこととされた。
- (2) 第1回WGは5月18日、19日に東京で開催され、
- ① 日米両国におけるBSE措置に関する説明、
  - ② これら措置に関する技術的・専門的事項に関する意見交換、を行ったところ。
- (3) 第2回WGは6月28日～30日に米国で開催。第3回は7月21日、22日に東京で開催。

月日	出来事
12月24日	米国農務省は、ワシントン州の歩行困難牛について、BSE感染確認を発表。
12月29日	日米会合(食安委、外務、厚労、農水合同)
12月30日	新たなBSE対策を発表(施行は、本年1月13日) ・歩行困難牛のと畜禁止、30か月齢以上の牛について危険部位を除去など
1月15日	日米農相会談(電話会談) ※日本の消費者の意識、国産牛肉に対するBSE対策を丁寧に説明。
1月23日	日米会合(食安委、外務、厚労、農水合同)
2月5日	米国が招聘した国際専門家チームの米国BSE対策に関する報告書公表 ※米国のBSE対策は、BSE汚染状況調査、肉骨粉給与禁止など種々の面で不十分。今後、BSEが発生する可能性は高い。
3月15日	米国農務省は、国際専門家チームの指摘を踏まえ、一時的なサーベイランスの強化を発表 ※本年6月より、12か月から18か月の間、リスク牛(死亡牛、歩行困難牛など)についてできるだけ多く、また、高齢の健康牛について2万頭サンプリング検査。
3月25日	米国CVOから75か国のCVOあて書簡 ※米国BSE対策を説明し、輸入制限措置の修正を要請
3月30日	ヴェネマン農務長官より亀井大臣あて書簡 ※日米BSE問題についてO1Eパネルで4月中に解決することを提案(4月2日不適當である旨返答)
4月10日	米国農務省は、BSE民間全頭検査申請を認めない旨通告
4月24日	日米会合(外務、厚労、農水合同) ※専門的・技術的事項を議論するWGの設置及び本年夏を目途に米国産牛肉及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意
5月18日、19日	第1回日米WG(外務、厚労、農水合同) ※日米両国におけるBSE措置に関する説明及びこれら措置に関する技術的・専門的事項について意見交換
6月28日～30日	第2回日米WG(外務、厚労、農水合同)
7月21日、22日	第3回日米WG(外務、厚労、農水合同)